

BSE国内対策に係る規制の見直しについて

（牛の脊柱に係る規格基準の改正）

消費者庁
食品衛生基準審査課

牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しについて

○食品安全委員会より評価結果の通知（令和8年6月）

今般、食品安全委員会から評価結果が答申されたことから、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会、伝達性海綿状脳症対策調査会において、脊柱に係る必要な管理措置をご審議いただく。

○BSE国内対策の見直しに係る経緯

平成27年12月に食品安全委員会に、国内と畜牛のBSE検査対象月齢及び**特定危険部位（SRM）の範囲**について評価を依頼。

【諮問時の背景】

- BSE国内対策については、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、と畜場におけるBSE検査及びSRMの範囲の見直しを行ってきたこと。
- 世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえ、国内措置と平行して国境措置の見直しを行ってきたこと。
- 平成25年7月以降、48か月齢超の牛を対象とした国内と畜牛のBSE検査の結果、BSE感染牛は発見されていないこと。
- 国際獣疫事務局（WOAH）基準よりも高い水準を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要があること。
- 欧州連合（European Union: EU）においては、と畜場でのBSE検査の対象やSRMの範囲を見直していること。

・ **SRMの範囲**について、

「**全月齢の扁桃及び回腸遠位部**並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び**脊柱**」から、「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較。

SRMの範囲については、平成28年11月15日開催の、薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会において、「SRMの範囲について食品安全委員会に評価を依頼中であり、食品安全委員会の評価を踏まえ必要な管理措置を実施する」と報告している。

※なお、BSE検査対象月齢については、2016年8月の食品安全委員会の食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）を踏まえ、平成29年4月以降、健康と畜牛におけるBSE検査を廃止。

特定危険部位（SRM）について

○特定危険部位（SRM）について

＜と畜場法、牛海綿状脳症特別措置法、食品衛生法より抜粋＞

国内のと畜場段階における措置として、都道府県及び保健所設置市は、と畜場法及び牛海綿状脳症特別措置法の規定に基づき、牛海綿状脳症特別措置法に規定する牛の特定部位の除去等について適切に実施しなければならないこととしている。また、食品衛生法に基づき、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（特定牛※¹）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、**脊柱を除去しなければならない**こと、食品を製造し、加工し、又は調理等する場合は、**特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない**こととしている。

※¹ 食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛を除く。

○これまでのSRMの変遷

平成13年10月～

全月齢の牛の
頭部（舌及び頬肉
を除く）、脊髄、
回腸遠位部

平成16年2月～

全月齢の牛の
頭部（舌及び頬肉
を除く）、脊髄、
回腸遠位部、**脊柱**

平成25年4月～現在

全月齢の牛の扁桃、回腸遠位部
30か月齢超の牛の頭部（舌、頬
肉、皮※²及び扁桃を除く）、
脊髄、**脊柱※³**

※² 平成27年3月～、※³ 平成25年2月～

食品安全委員会に評価を依頼
（平成27年12月諮問）

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠
位部並びに30か月齢超の頭部（舌
、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊
髄及び脊柱」から、

「**30か月齢超の牛の頭部（舌、
頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄**
に変更した場合のリスクの比較

食品健康影響評価の概要

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し （国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」（2026年6月）より抜粋

IV. 食品健康影響評価

1. ハザードの特定結果

厚生労働省からの諮問事項に関し、評価の前提となる国内におけるBSEリスク管理措置の実施状況については、「生体牛のリスク」に係る措置及び「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の点検結果から、日本におけるBSEリスク管理措置は有効に機能していると判断した。

今般、検討対象とした国内でと畜される牛由来の「全月齢の扁桃」、「全月齢の回腸遠位部」及び「30か月齢超の脊柱」に関連して、現在、SRMに設定されている範囲が不十分であることを示す新たな知見は確認されていない。

日本では、2002年1月に出生した1頭を最後に、BSE陽性牛は確認されておらず、「日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどない。」とした2013年5月評価書の評価結果に影響を及ぼす新たな知見は確認されていない。現状のBSEリスク管理措置を前提とすれば、今後も日本において定型BSEが発生する可能性は極めて低く、定型BSE感染牛に由来するこれらの部位を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。

また、非定型BSE感染牛の体内におけるPrP^{Sc}の分布は定型BSE感染牛と同様の傾向を示しているが、リンパ組織（扁桃を含む）及び消化管（回腸遠位部を含む）において、プリオン感染性（マウスバイオアッセイ法）又はPrP^{Sc}が検出（IHC又はWB）された報告は確認されておらず、非定型BSE感染牛に由来する扁桃及び消化管を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。

以上より、リスク管理機関から提示されたSRM範囲のうち、**非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱（DRG）に蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定し、**人への健康影響について検討することとした。

食品健康影響評価の概要

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し （国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」（2026年6月）より抜粋

4. まとめ

厚生労働省からの諮問事項に関し、SRMの範囲の変更に伴って想定されるリスクは、非定型BSE感染牛が発生し、何の手立ても取られなかった場合に、フードチェーンに混入する当該感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性である。これらは、非定型BSE感染牛のDRGに含まれるPrP^{Sc}の感染価に加えて、食品に含まれる形で摂取される際の形態、摂取頻度、摂取量、牛と人との種間バリア等の様々な要因に左右されることとなる。

日本では、これまでに約1,600万頭の牛を対象にBSE検査を実施し、2例の非定型BSE（L型）が確認されている。2016年8月評価では、日本における2歳齢以上の牛100万頭当たりの非定型BSEの発生頻度について、年当たりL-BSEが0.07頭としているが、それ以降、現在までに国内において非定型BSEの発生は確認されていない。世界における非定型BSEの発生状況を踏まえても、その発生頻度は非常に低いものと考えられる。

実験動物を用いて人への感染性を検討した知見では、これまでに、H-BSEの人への感染を示唆する報告は得られていない。L-BSEについては、脳内接種によりヒトPrPを過剰発現するTgマウスへ感染するが、内在性のマウスPRNPをヒトPRNPに置換したKi系統のマウスでは感染は確認されていない。L-BSEが経口投与実験により非ヒト霊長類へ感染又は感染の可能性を示唆する知見が得られているが、経口感染の確立を示す知見の集積には至っておらず、経口投与による感染の成立は脳内接種に比較して低率である。また、これらは、L-BSEの脳組織を実験的に投与することにより検討した知見であり、実社会における食品を介したばく露量との乖離があることに加えて、DRGが中枢神経組織に比べ低い感染価を示すと考えられることを踏まえれば、ハザードを原因とする感染確率はさらに低くなると想定される。なお、疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連を示唆する報告はこれまでに確認されていない。

現状では、ハザードを含む脊柱を食品用途で利用する場合の流通、加工及び消費に関する入手可能な情報は極めて限定的で、具体的なばく露量を厳密に推定することは困難と考えられた。

しかしながら、非定型BSEの発生状況に鑑み、また、臨床症状を呈した牛が適切に排除された場合に当該牛がフードチェーンに入る可能性自体考えにくいことを考慮すれば、消費者が食品を通じてハザードにばく露される量は極めて少ないと考えられる。

以上より、SRMの範囲の変更に伴い、脊柱をSRMから除外した場合のリスクは、現状に比較し高くなると想定されるものの、非定型BSE感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性が高まるとは考えにくい。

食品健康影響評価の概要

食品健康影響評価結果

諮問事項の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）」、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。

なお、本評価は、今回評価した以外のBSEリスク管理措置及び現時点で得られる水準の科学的知見に基づくものである。引き続き、非定型BSEに係る知見（非定型BSE と人のプリオン病に係る疫学的状況を含む）の収集に努めるとともに、関連情報（ばく露に係る情報、食品としての利用状況等）の経時的把握に努めることが重要である。



**食品健康影響評価の結果を踏まえて、
牛の脊柱に係る規格基準の見直しについて検討を行う。**
(牛の扁桃及び回腸に係る管理措置の見直しについては、厚生労働省で検討)

○今後の対応

今後も、関係省庁と連携しながら、非定型BSEに関する科学的知見の収集を継続するとともに、関連情報の経時的把握に努める。

規制の見直し案

現行

- ・全月齢の回腸遠位部、扁桃
- ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄、脊柱



見直し案

- ・~~全月齢の回腸遠位部、扁桃~~
- ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄、**脊柱**

特定牛の除外規定について改正を行う

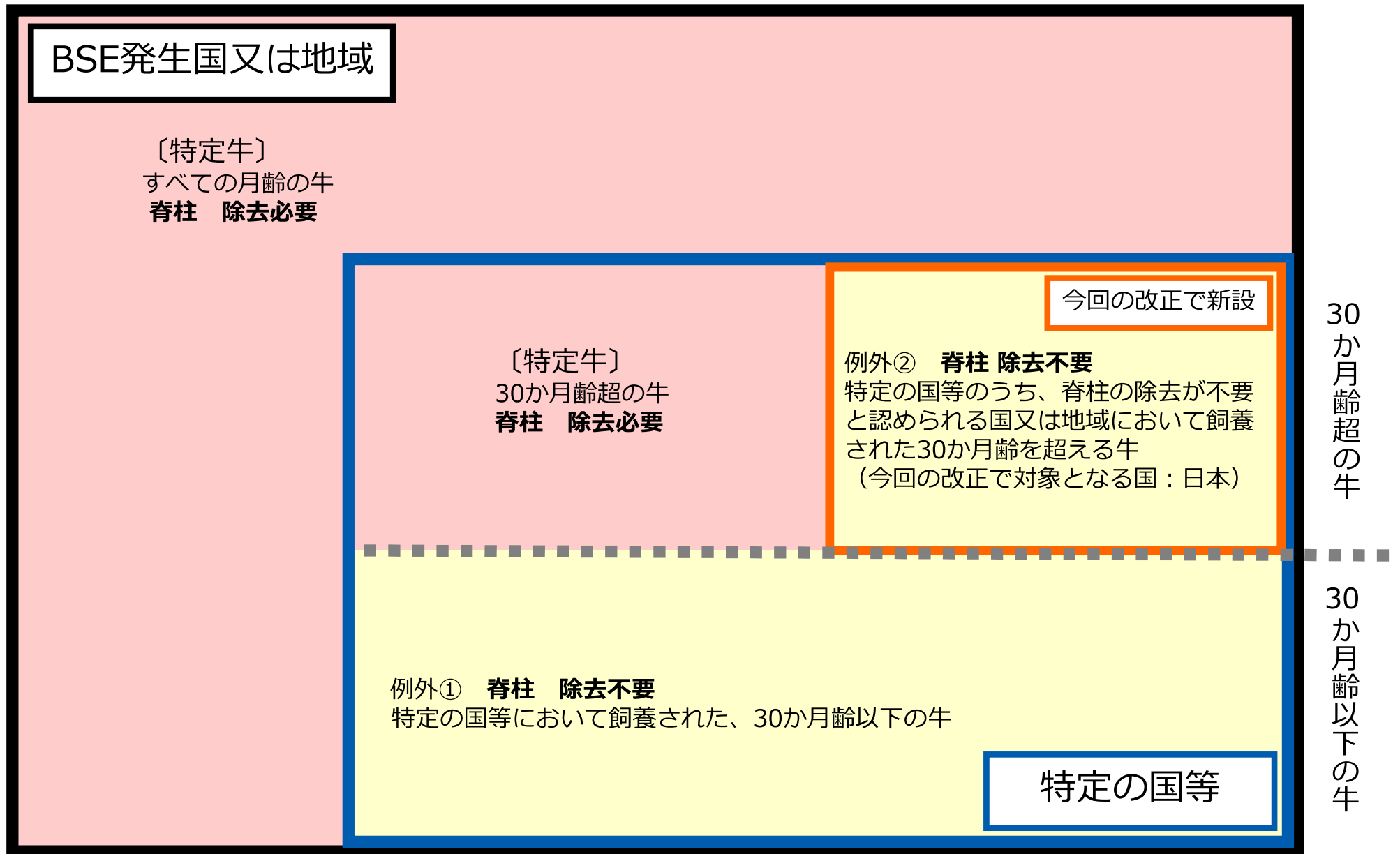
第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準（現行）

8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地域において飼養された牛(**食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。**以下「**特定牛**」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、脊柱の除去は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。

食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。

- (1) 特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの
- (2) 月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行つたもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

脊柱の規制の見直し案（イメージ）



BSE発生国又は地域 : 日本の他27か国（令和6年8月時点、農林水産省HPより）

特定の国等 : 食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域。日本の他19か国（令和8年2月時点）

：特定牛（脊柱除去必要）

：脊柱の除去不要

告示改正のポイント

食品、添加物の規格基準

第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準 8

- 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛(特定牛)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱を除去しなければならない。
- ただし、以下については特定牛から除く。
 - ① 食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域(以下「特定の国等」という。)において飼養された、月齢が30月以下の牛
 - ② 特定の国等のうち、食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に当たり、月齢が30月を超える牛の脊柱の除去が不要と認められる国又は地域において飼養された月齢が30月を超える牛 **【新設】**

告示改正（案）

新	旧
第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準 8 牛海綿状脳症（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。）の発生国又は発生地域において飼養された牛（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価（以下「食品健康影響評価」という。）の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域（以下「特定の国等」という。）において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）及び特定の国等のうち、食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に当たり、月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以降のものをいう。以下同じ。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）の除去が不要と認められる国又は地域において飼養された月齢が30月を超える牛を除く。以下「特定牛」という。）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱を除去しなければならない。この場合において、脊柱の除去は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。 食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。 (1) 特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの (2) 月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行つたもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの	第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準 8 牛海綿状脳症（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。）の発生国又は発生地域において飼養された牛（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。以下「特定牛」という。）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）を除去しなければならない。この場合において、脊柱の除去は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。 食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。 (1) 特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの (2) 月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行つたもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

添加物及び器具・容器包装の製造基準における取扱いについて

添加物一般の製造基準並びに器具及び容器包装の製造基準においても、食品一般の製造、加工及び調理基準中の「特定牛」の定義を用いて基準が設定されている。食品で使用可能となるものは添加物等に使用しても差し支えないと考えられるため、これらの製造基準についても、引き続き食品一般の製造、加工及び調理基準と同様の定義を用いることとする。

第2 添加物 E 製造基準

添加物一般

5 添加物を製造し、又は加工する場合には、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合には、この限りでない。

- (1)特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの
- (2)月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

第3 器具及び容器包装 F 器具及び容器包装の製造基準

4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。

- (1)特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの
- (2)月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

今後の予定

令和 8 年10月以降
部会終了後

食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会での審議
食品衛生基準審議会への報告

告示改正案に係るパブリックコメントの実施

令和 9 年度

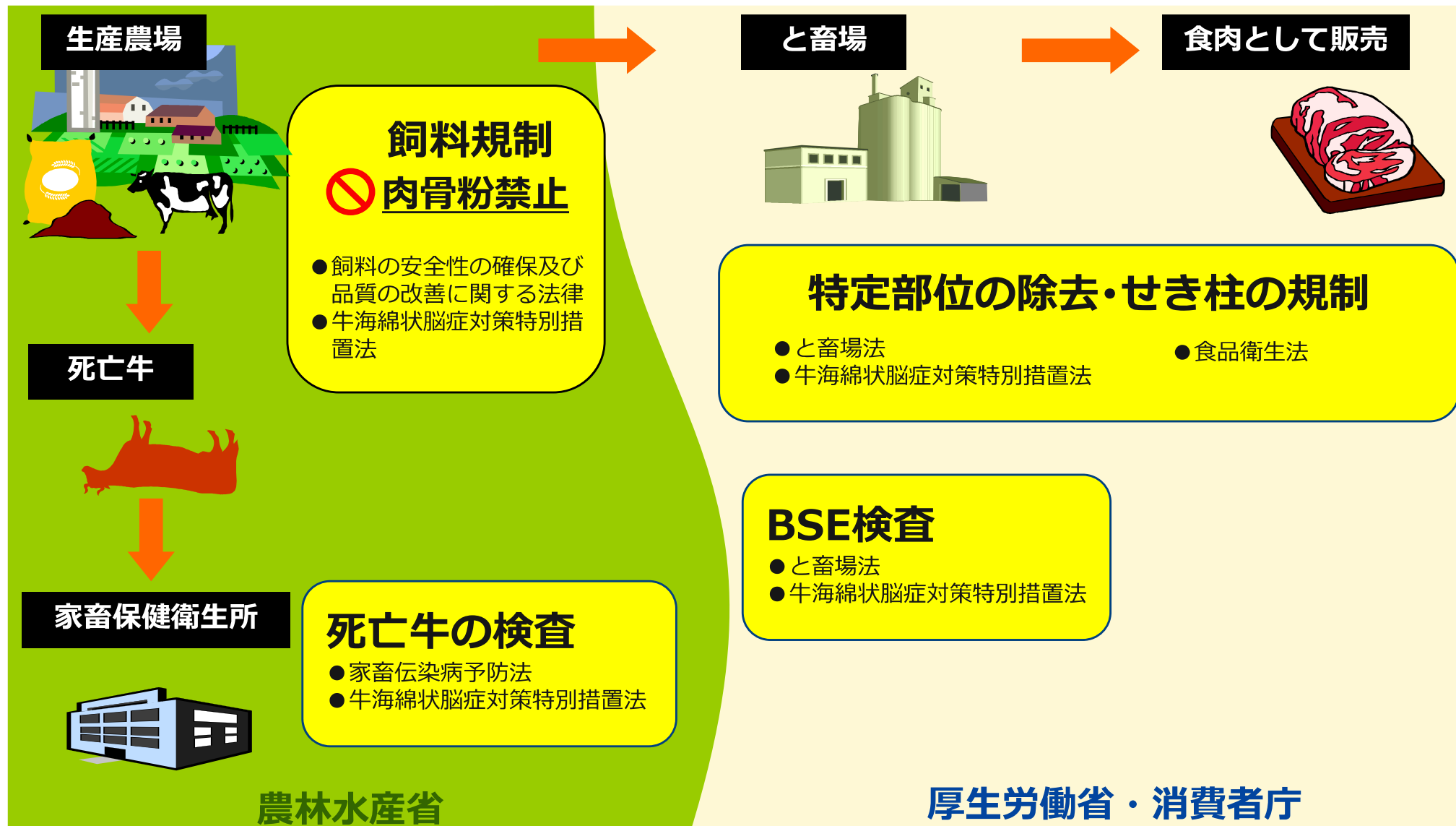
告示改正公布・施行

(参考) BSE対策の経緯

	国 内		
	検査対象	SRM除去	その他の動き
平成13(2001)年 9 月	国内で 1 頭目のBSE感染牛確認		
平成13(2001)年10月	・ 全頭検査	・ 除去・焼却義務づけ -頭部（舌・頬肉以外） -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・ 肉骨粉飼料完全禁止
平成14(2002)年 6 月			・ 牛海綿状脳症対策特別措置法の公布
平成14(2002)年 7 月			・ 飼料製造業者、輸入業者、販売業者の事前届出（2週間前）の義務化、帳簿の保存期間を8年に延長
平成15(2003)年 6 月			・ 牛用飼料とその他の飼料の製造工程の分離を実施
平成15(2003)年10月			「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定
平成16(2004)年 2 月		・ 全月齢のせき柱も食品への使用を禁止	・ 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ発表
平成16(2004)年 9 月			
平成17(2005)年 8 月	・ ピッシング禁止		
平成21(2009)年 4 月	・ WOAH(OIE)総会で「管理されたリスクの国」と認定		
平成21(2009)年 5 月			
平成25(2013)年 2 月	・ 30か月齢超	・ 30か月齢以下のせき柱について除外	・ WOAH総会で「無視できるリスクの国」と認定
平成25(2013)年 4 月		・ 30か月齢以下の頭部（舌・頬肉以外）、せき髄について除外	
平成25(2013)年 5 月			
平成25(2013)年 7 月	・ 48か月齢超	・ 頭部の皮について除外 ・ 除去・焼却義務づけ -30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮以外） せき髄 -全月齢の扁桃、回腸遠位部	
平成27(2015)年 3 月			
平成29(2017)年 4 月	・ 健康牛については廃止		・ WOAH総会で改正BSEコードが採択
令和 5 (2023)年5月			

(参考) 国産牛のBSE対策の概要

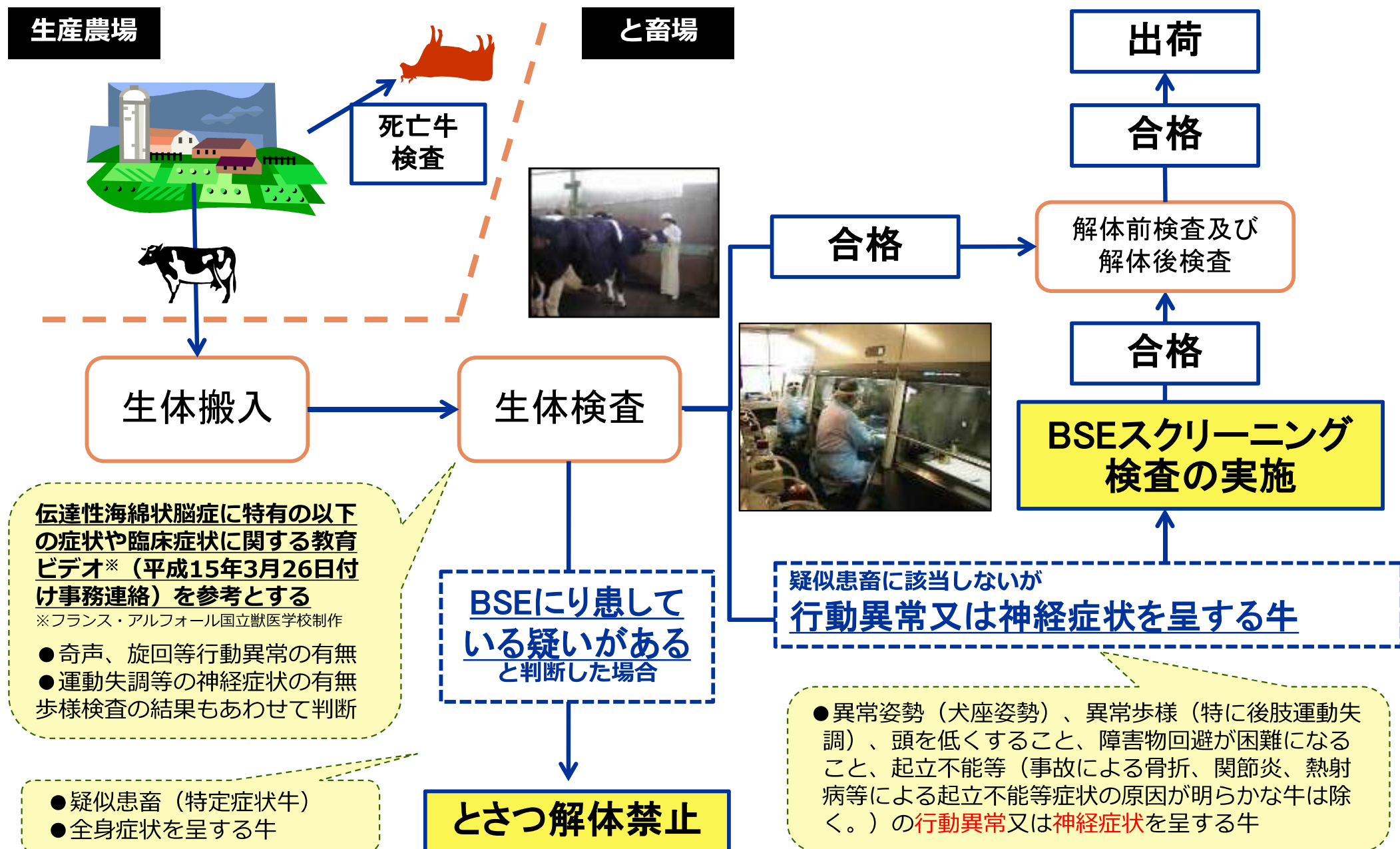
● 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注）個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

(参考) と畜場における生体検査及びBSE検査

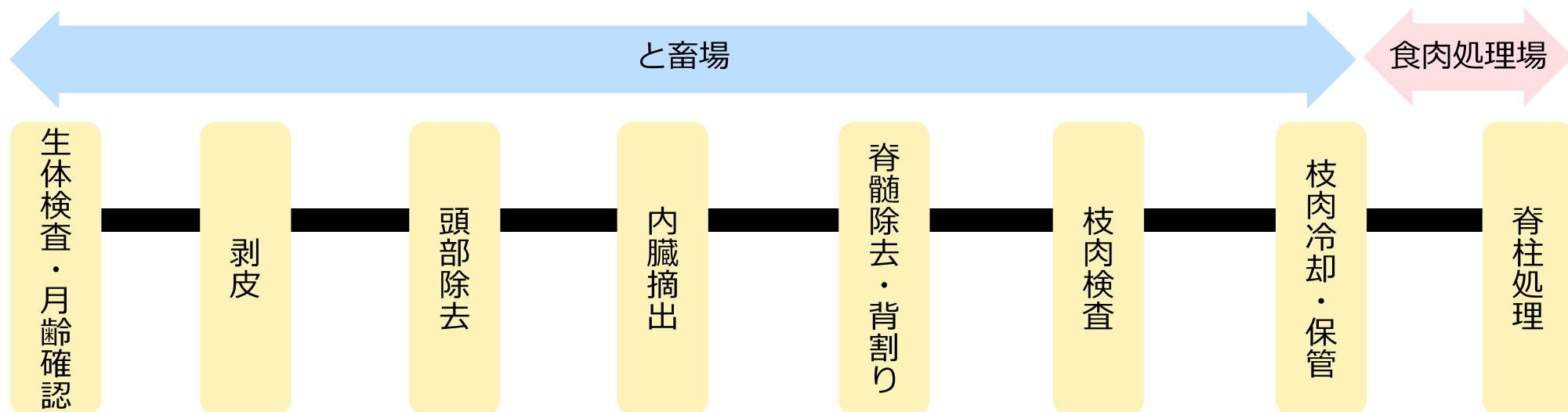


(参考) と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去

- と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去・焼却を義務付け。
- と畜検査員等による遵守状況の監視。→ 厚生労働省で結果公表。

【SRM】

- ・ 30か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く）、脊髄及び脊柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部



と畜検査員による生体検査



頭部除去
(30か月齢超)



扁桃除去
(全月齢)



回腸遠位部
除去
(全月齢)



脊髄除去
(30か月齢超)



と畜検査員による枝肉検査



脊柱除去
(30か月齢超)



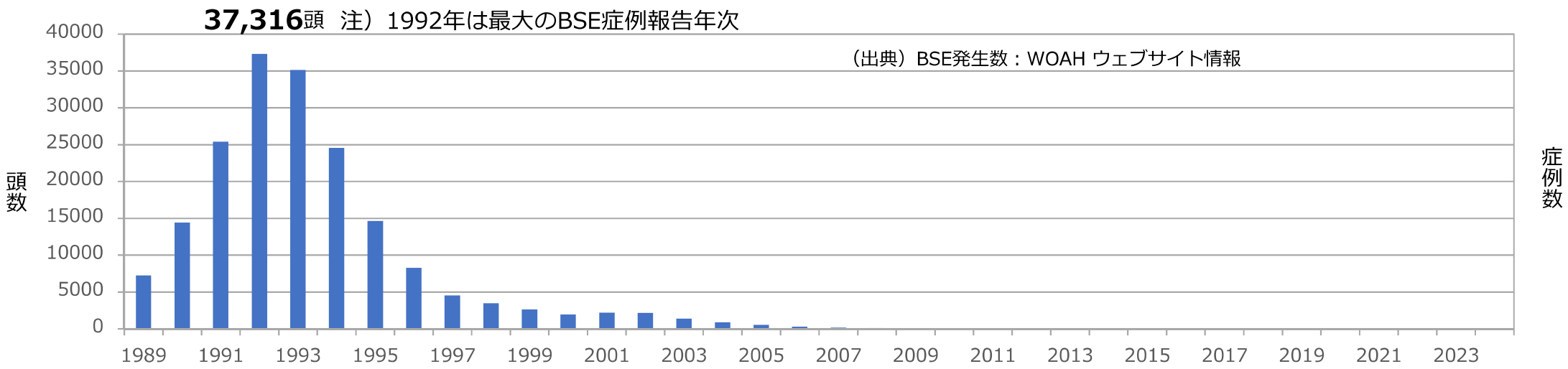
(参考) BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数 ^(注) (令和8年9月1日現在)					
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年(2001年)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年(2002年)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年(2003年)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年(2004年)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年(2005年)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年(2006年)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年(2007年)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年(2008年)	1,241,752	1					1
平成21年(2009年)	1,232,496	0					
平成22年(2010年)	1,216,519	0					
平成23年(2011年)	1,187,040	0					
平成24年(2012年)	1,194,959	0					
平成25年(2013年)	447,714						
4～6月	289,933	0					
7～3月	157,781						
平成26年(2014年)	195,640	0					
平成27年(2015年)	188,516	0					
平成28年(2016年)	172,649	0					
平成29年(2017年)	1,912	0					
平成30年(2018年)	642	0					
令和元年(2019年)	332	0					
令和2年(2020年)	266	0					
令和3年(2021年)	222	0					
令和4年(2022年)	217	0					
令和5年(2023年)	196	0					
令和6年(2024年)	57	0					
令和7年(2025年)	35	0					
令和8年(2026年) 4～7月	8	0					
合計	15,055,617	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

確認時の月齢

- (注) () はと畜場で確認された頭数。2001年9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認
- (注) 2009年度以降は、BSE感染牛は確認されていない。

(参考) 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023注1	2024	2025	累計
全体	37316	2215	2179	1389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	5	8	5	10	1	6	1	0	190717
欧州全体 (英国除く)	36	1010	1032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	3	7	5	6	1	3	0	0	6015
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	0	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	0	(1658)
(イタリア)	0	(48)	(38)注2	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(144)
(スペイン)	0	(82)	(127)	(167)	(137)	(98)	(68)	(36)	(25)	(18)	(13)	(6)	(6)	0	(2)	(1)	(1)	(3)	0	(2)	(1)	(2)	0	(1)	0	0	(798)
(ドイツ)	(1)	(125)	(106)	(54)	(65)	(32)	(16)	(4)	(2)	(2)	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	(422)
(フランス)	0	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	0	(4)	(2)	(3)	(4)	(2)	(3)	(1)	0	0	0	(1045)
(ポーランド)	0	0	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0		0	(75)
英国	37280	1202	1144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	184631
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	6
カナダ	0	0	0	2注3	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22注4
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	6

(注1) 非定型BSEの発生数は2023年5月まで集計。(注2) うち2頭は輸入牛による発生。
(注3) うち1頭は米国で確認されたもの。(注4) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。